

介護老人保健施設における管理者の変更手続きの取扱いについて

1 管理者を変更する際の必要な手続きについて

(1) 管理者承認申請書の提出

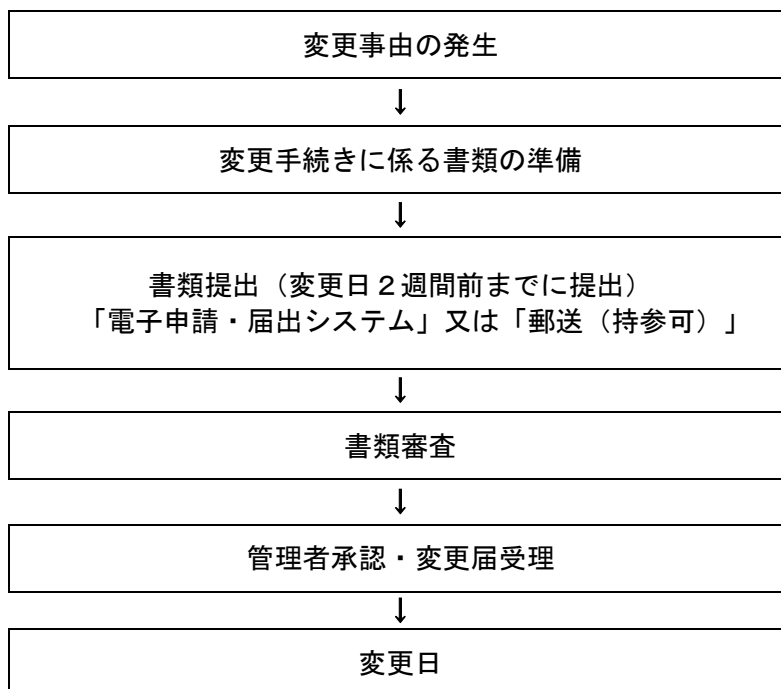
介護老人保健施設の管理者は、市長の承認を受けた医師である必要があります。（介護保険法第95条第1項）

(2) 変更届の提出

また、管理者を変更する場合には、上記の承認を受けたうえで変更届の手続きを行う必要があります。（介護保険法第99条第1項・介護保険法施行規則第137条第1項）

変更手続きは、この（1）（2）の手続きを同時に行います。

2 管理者の変更手続きの流れ



※ 管理者の来庁は、原則、不要ですが、来庁をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

3 変更手続きに必要な書類

管理者承認申請及び変更届に必要な書類は、横須賀市のホームページに掲載しています。

(1) 介護老人保健施設管理者承認申請書（別紙様式第一号（十））

(2) 変更届出書（別紙様式第一号（五））

通所リハビリテーションなどの管理者を兼務している場合には同時に変更となりますので、記載忘れないようにお願いします。

(3) 変更届管理票

(4) 介護老人保健施設の許可等に係る記載事項（付表第一号（十六））

(5) 管理者経歴書（参考様式12）

- ・ 前職の退職日を明らかにしてください。
- ・ 診療所を閉院して管理者に就任する場合には、閉院する手続きを行ってください。

(6) 資格証（写）

(7) 勤務形態一覧表（標準様式1）

- ・ 変更日から先1ヵ月分が必要です。月の途中に変更する場合は、変更月を含み、先2ヵ月分の勤務表をご用意ください。（例：変更日が4月15日の場合、勤務表は4月・5月が必要です。）

(8) 法人代表者等誓約書（標準様式6）

- ・ 変更するサービス区分ごとに必要です。
例：（介護予防）通所リハビリテーションと（介護予防）短期入所療養介護の管理者を兼務する場合
誓約書において「居宅サービス事業所向け」、「介護老人保健施設向け」及び「介護予防サービス事業所向け」に「○」をし、別紙①、③、⑤を添付する必要があります。

(9) 理事会議事録

- ・ 理事会において、施設の管理者（や理事）としての就任を承認されていることを確認します。

(10) 雇用契約書（写）や辞令等の労働条件を確認できる書類

(11) 返信用封筒

- ・ 返信用封筒（定形封筒）に110円切手を貼って、返信先の宛て先を明記してください。